解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年二月十九日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月十七日

神奈川県海老名市本郷二三四六番地の一
アシストV株式会社内
特定非営利活動法人e－Nakama
代表清算人　清水あつ子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年一月三十一日、医療法第五十五条第一項第五号に規定する事由により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月十七日

川崎市高津区子母口一八七番地二
医療法人社団博翠会
清算人　五十畑一恵

解散公告（第三回）

当法人は、定款第四十七条第二項の規定により平成二十三年一月十四日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月十七日

大阪府大阪市此花区西九条一丁目三番一〇号
社団法人西九条育誠会
代表清算人　松本　昭彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道紋別市港町七丁目四番地、最後の住所北海道紋別市落石町三丁目七番地
被相続人　亡　菅原　亨

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十七日

札幌市中央区北一条西一〇丁目原田ビル四階　相続財産管理人弁護士　丸尾　正美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県伊勢崎市東町二五〇四番地、最後の住所群馬県伊勢崎市東町二五〇四番地一
被相続人　亡　平野　静雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十七日

群馬県前橋市石倉町五丁目九番一六号榛名ビル二階　相続財産管理人　上野　猛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県春日部市粕壁東六丁目六二〇番地、最後の住所埼玉県草加市清門町四五番地一
被相続人　亡　木村　千晶

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十七日

埼玉県越谷市越ケ谷三―七―二八ライト・ハウス一階　かわち法律事務所
相続財産管理人弁護士　河内　智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市港北区高田西一丁目八三番地、最後の住所横浜市都筑区仲町台五丁目七番二―三〇五号
被相続人　亡　梶原　紀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十七日

横浜市中区相生町一―一五第二東商ビル七階　相続財産管理人　弁護士　菊地　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所不詳
被相続人　亡　北川市郎兵衛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十七日

石川県石川郡野々市町中林二丁目八八番地
相続財産管理人　中村　誠宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍浜松市中区曳馬六丁目二〇〇一番地、最後の住所浜松市中区曳馬六丁目一一番三五号
被相続人　亡　小粥　幸治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十七日

浜松市東区上新屋町二四八番地の一三
相続財産管理人　司法書士　天野　英世

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市緑区鳴海町字大将ヶ根二番地の一七七、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　西林　繁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十七日

愛知県名古屋市中区大須四―一―九菱水ビル四階オーバル法律特許事務所
相続財産管理人　弁護士　川崎　修一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県日高郡日高川町大字三百瀬九三八番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　三原　一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十七日

和歌山県田辺市中屋敷町二四の二一
相続財産管理人　弁護士　岡田　政和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山市新和歌浦一四七八番地、最後の住所和歌山市新和歌浦五番七号
被相続人　亡　江川　長楠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十七日

和歌山市岡山丁八四番地仙石ビル三階
相続財産管理人　司法書士　三木　菊夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県別府市大字野田一五〇番地、最後の住所広島県東広島市黒瀬町楢原五三九番地一六
被相続人　亡　恒松富美男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十七日

事務所広島県安芸郡海田町南昭和町一番三一号
相続財産管理人　司法書士法人武田事務所

第153期決算公告

平成23年3月17日　栃木県足利市伊勢町四丁目6番地
足利ガス株式会社
代表取締役　石川　尚志

貸借対照表の要旨（平成22年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
固定資産	2,502	固定負債	1,079
流動資産	728	流動負債	1,175
		負債合計	**2,255**
		株主資本	975
		資本金	50
		資本剰余金	1
		資本準備金	1
		利益剰余金	966
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	953
		（うち当期純利益）	(91)
		自己株式	△41
		純資産合計	**975**
資産合計	**3,231**	**負債・純資産合計**	**3,231**